

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 7 年 1 月 17 日（諮問第 192 号）

答申日：令和 7 年 10 月 28 日（答申第 192 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は、妥当である。ただし、本件に係る行政文書の管理に関しては、その利用目的を踏まえた適切な管理が望まれる。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

『1、行政文書一部開示決定通知書（北九門整第 1129 号令和 6 年 8 月 26 日）における、「オハフ」（2 両、牽引車及び客車。以下「オハフ車両」という。）の令和 6 年 2 月 1 日付使用許可の書面にある、「車両の図面」のそれより「以前のもの」で「現存するもの」 2、「オハフ」の「部品」に関する管理台帳「類』を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、令和 6 年 9 月 12 日付け北九門整第 1227 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った行政文書不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) いわゆるオハフ問題がマスコミで話題となった。主な主張は、市が管理しているオハフ車両に備え付けられた椅子 2 脚が売却されており、市の管理がずさんだ、というものである。
- (2) 都市ブランド創造局門司港レトロ課の「市民のこえ」の回答には、「平成 21 年に勝山公園から列車を現在の場所に移した際に、座席の半数を撤去し、厨房やベンチコートを設置するといった改修を行い、休憩所として供用が開始」と細かく記述し、また、オハフ車両について「原状回復」との記述があるにもかかわらず、オハフ車両の図面や部品を管理する台帳が存在しない、という明らかに矛盾した状況が生まれている。この状況から、少なくともまだ担当課で情報を保有しているのではないかと考え、審査請求に至った。
- (3) 情報公開では、昨今の情報化で電磁的記録（音声データを含む）も開示の対象

となるケースがあり、市担当者の脳の記憶においてもそれを文書化しての情報開示となりえるのではないか、という可能性について、仮に今回審議する機会があれば、何かしら提言を頂ければと思う。

- (4) 情報開示の文書の中に、門司港レトロ課と公園管理課(それぞれの課について、継承前の組織)の部長級職員が協定している「協定書」なる書面が見受けられた。これが個人印で、署名なき記名捺印のものであり、組織印の押印がないため、本物かどうかは不明瞭であるが、維持管理(第6条)及び補修改善等の協議(第8条)、原状回復義務(第10条)が規定されている。本文書が公文書であると言うのなら、原状回復のための図面があって当然であるが、それが無いと言うのであれば、この文書が本物ではない、偽物である可能性を否定しない。あるいは、有効であってもメモ程度と認識されている可能性はある。これが公文書かどうかについても、本件とかかわりがあるので、精査されたい。
- (5) 処分庁は、図面や部品を管理する台帳が存在しないことが不合理とまでは言えない、などと主張するが、他の自治体では、管理台帳による管理が標準であると思われる。現に、福岡県の住民監査請求の事例では、管理台帳の存在が明記されており、審査請求人が、管理台帳類の存在が無いのを不審がるのは至極当然である。
- (6) オハフ車両の図面が保存期間満了で破棄されたことについて、オハフ車両は、使用後に原状回復を常に求められており、原状回復をするには、整備や点検のための図面や管理台帳類が当然必要である。整備や点検のための図面や管理台帳類は、原状回復が完了するまでは、保存期間満了のカウントは始まらない、とするのが一般的である。オハフ車両は市の財産であり、市民の財産である。市の財産がこのようなやり方で適切に保全されないのは、市民に不利益をもたらすため、平時には信義則上許されない。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和6年9月2日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年9月12日付け北九門整第1227号により行政文書不開示決定を行った。

当該決定について、これを不服として同年11月9日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように

要約される。

- (1) 本審査請求において、行政文書一部開示決定通知書（北九門整第 1 1 2 9 号令和 6 年 8 月 2 6 日）における令和 6 年 2 月 1 日付使用許可の書面にある、「車両の図面」のそれより「以前のもの」は、同決定通知書に記載のとおり、処分担当課において保存期間満了により廃棄したため保有していない。
- (2) 処分担当課が使用許可書に示している「原状回復」とは、通常の許可行為を行う際に一般的な条件として示すいわゆる「元の状況・機能に戻す」という主旨で表記しているものであり、オハフ車両の歴史的背景、希少価値の保全を指すものではない。オハフ車両は公園施設としての利用を前提とし、歴史的背景、希少価値に視点を置いた管理は行っていないこと、また、市において設計構築した施設ではない譲渡物件であるという状況に鑑みれば、図面や部品を管理する台帳は存在しないことは、不合理とまではいえないと考える。
- (3) 文書情報の開示にあたり、当市の条例においても電磁的記録も対象としているが、担当者の記憶をもとにあらためて文書を作成することは、文書主義の原則、即ち、正確性の確保、責任の明確化の観点からも採用することはできないと考える。
- (4) 「協定書」が公文書かどうかについて、精査を求める記述があるが、当該協定書は、所管課である公園管理課において、原本を保有しており、原本と開示文書に相違箇所もないことから、当該文書は真正であると判断する。
- (5) オハフ車両に関する「車両の図面」については、平成 2 1 年の申請後、保存期間（3 種・5 年）の満了後に廃棄している。
- (6) 「許可書」中の「原状回復」であるが、当該施設には機能が二つ、モニュメント、それから休憩機能という二つの機能がある。ここでの「原状回復」は、この二つの機能を維持できる状態にすることと考えている。
- (7) オハフ車両については、都市公園台帳には、「モニュメント 1 基」と記載し、管理している。

3 よって、本件処分には何ら違法又は不当な点はないため、本件審査請求の棄却を求める。

#### 第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 7 年 1 月 1 7 日 諮問の受付
- ② 令和 7 年 3 月 2 7 日 審議
- ③ 令和 7 年 5 月 2 7 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 7 年 7 月 1 日 審議

- ⑤ 令和 7 年 9 月 1 2 日 審議
- ⑥ 令和 7 年 1 0 月 1 日 審議
- ⑦ 令和 7 年 1 0 月 2 0 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

### 1 本件対象文書について

本件審査請求の争点は、本件対象文書の有無である。審査請求人は、和布刈公園にオハフ車両を設置する許可書に記載された公園の復旧方法欄に「原状回復」との記載があることから、オハフ車両の図面や部品に関する管理台帳等の文書が原状回復には必要であること、また、「車両の図面」が保存期間満了を理由に廃棄していることについても、原状回復を完了するまでは保存期間満了とはならないこと等を主張している。

これらの点について、当審査会が処分庁に確認したところ、平成 2 1 年の和布刈公園におけるオハフ車両の使用申請後、同車両の図面は保存期間第 3 種（5 年）で廃棄しており、管理台帳についても、都市公園台帳に「モニュメント 1 基」と記載するのみで、オハフ車両の図面や部品を管理できる台帳は存在しないとのことであった。

オハフ車両は公物であるが、公物の管理に際しては、管理の対象となる物品を明確にするための図面や台帳等を作成し、これを管理しておくことがまず必要になるものと思われる。また、本件では、門司港レトロ課及び公園管理課の間で作成された協定書（第 2・2(4)参照。なお、請求人はこの協定書が真正な公文書ではないとの疑いを指摘するが、当審査会は、上記協定書について、公文書として情報公開の対象とすべきでない事情は特になく認めたと認めた。）や令和 6 年 2 月 1 日付使用許可の書面（第 3・2(1)(2)参照）において、オハフ車両の使用終了後に原状回復を行うものとする旨が定められているところ、原状回復を行い、また、原状回復が適切になされたかどうかを確認するためには、オハフ車両を管理するための文書、すなわち図面や台帳等が必要となることが想定されるというべきである。したがって、オハフ車両を管理する部署としては、管理のための図面及び台帳等を作成・保管した上で、少なくとも公園での使用が終了するまでの期間は、適切に保存しなければならないものと考えられる。

処分庁は、前記のとおり、オハフ車両の図面は保存期間満了のため廃棄されていた、管理台帳類はそもそも作成していないと主張するが、これらの関係部署の対応は、公物管理及びこれを行うための公文書管理の在り方として、非常に問題が大きい。

く、不適正な対応であったといわざるを得ない。

とはいえ、処分庁からの意見聴取の結果等を踏まえて検討すると、「図面が廃棄された」、「台帳類を作成していない」等の処分庁の主張について、それ自体が事実と反するものであると窺わせる特段の事情を見出し難く、当該請求に係る文書は存在しないものと判断せざるを得ない。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。なお、未だ文書となっていない関係者の記憶等は、情報公開制度の対象である公文書に該当するものではなく、当審査会でその開示の是非を検討すべきものではないことは明らかである（前記第 2・2(3)参照）。

## 3 まとめ

以上のことから、本件処分そのものについては、違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求には理由がないが、本件における行政文書の管理に関しては、利用目的に沿った適切な管理がなされたものとはいえないことから、前記第 1 のとおり判断する。

## 4 付帯意見

そもそも、どの物品が公物として管理の対象となっているのかを的確に把握していなければ、それは、公物「管理」とはいえない。その意味で、公物に係る図面や台帳等を適切に作成・保管することは、公物管理の在り方として、基本中の基本に属する事項であると考えられる。本件では、オハフ車両に関し、その写真すら残されておらず、十分な公物管理がなされていなかったことは遺憾であるといわざるを得ない。ことに、本件の場合、オハフ車両を管理する所管課が転々としていたのであるが、協定書に基づき公園管理課から門司港レトロ課にオハフ車両を貸し出す段階、門司港レトロ課が実際に公園で管理を行う段階、民間事業者との間でオハフ車両を貸し下げる契約を締結する段階など、それぞれの段階で、公物管理のための図面や台帳等を適切に作成または管理する必要があったと考えられる。今回のように複数の部局が関係する場合には、既に作成された図面や台帳等について部局間で引継を行うなど、組織としての連携も必要であったと思われる。

また、本件では、オハフ車両の図面が保管期間経過を理由として廃棄されていたのであるが（第 3・2(1)）、図面を廃棄した時点においても、依然としてオハフ車両は公物としての管理の下にあったのであるから、図面を廃棄した対応は、公物管理の責務を放棄したに等しいと批判されてもやむを得ないと思われる。行政文書について、職務遂行上必要とされる間は保存することが求められるのは、至極当然の

ことである。

さらに、本件では、民間事業者にオハフ車両を貸し下げ、カフェとして使用させていたところ、オハフ車両に備え付けてあった備品が第三者に売却され、原状を証明する資料がなく、一部の備品を取り戻すことが困難となったという事象が発生している。かかる事象は、管理のための図面や台帳等が作成・保管されていないことの弊害が現実化したものとみる余地もあり、市民に対し大きな不信感を抱かせる結果となった（第 2・2(1)参照）。

処分庁にあっては、今後、適切な職務遂行を行うため、また説明責任が全うできるよう、当該文書の管理について適切な対応が望まれる。

北九州市情報公開審査会

|    |         |
|----|---------|
| 会長 | 阿 野 寛 之 |
| 委員 | 神 陽 子   |
| 委員 | 熊 谷 美佐子 |
| 委員 | 仲 野 宏 子 |
| 委員 | 中 村 智 美 |